

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年5月24日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	松下	広和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部局	課等		
企画部	企画政策課	平成26年 4月 1日	平成28年2月 1日
	情報システム課	～平成28年 3月25日	～ 同年3月25日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金に関する事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【企画部企画政策課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【企画部情報システム課】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。